

重大事故防止マニュアル

子ども発達支援の家つなぐ

令和5年4月作成

(1) 【午睡】

- ① 証明は、睡眠時の児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ② 児の側を離れない。
- ③ 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注視する。
- ④ 薄着厚着をさせすぎない、冷暖房を効かせすぎない。
- ⑤ 新年度、休み明けの時期などは特に注意して、家庭での児の様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取るとともに、園での児の様子をきめ細やかに報告する。
- ⑥ ひもやひも状のものが首に巻きつかないように注意する。

(2) 【食事】

(食事提供の流れ)

- ① 使用するテーブルは消毒を行う。
- ② 食事前には、児、職員共に手洗いを行う。
- ③ 食物アレルギー児は別テーブルにするなどの配慮を行う。職員は食物アレルギー児が食べ終わるまでそばを離れない。
- ④ 食事中に落ちたものを食べたりしないように気を付ける。
- ⑤ こまめに水分補給を行うように促す。
- ⑥ 児にはよく噛んで食べるよう指示する。
- ⑦ こぼしたものが服についてないか確認し、ついていた場合はしっかりと除去する。
- ⑧ 食事終了後は机、いす、床など隅々まで掃除と除菌を行う。
- ⑨ 食後は必ず歯みがきをするように指導する。

(弁当受け取り後の管理)

- ① 弁当の管理は、置き場所、室温管理など、安全衛生に十分配慮する。
- ② 特に夏場や梅雨時期などは冷蔵庫を使うなど、衛生管理を徹底し食中毒が起きないように職員全員が注意意識をもつこと。

(お弁当を忘れた児の対応)

保護者に確認したのち、園にて提供する。

(3) 【水遊び・プール】

(使用の可否)

- ① プールカードと保育者の目で健康状態を確認し、異常があればプールの使用を禁止する。
- ② 天候不順の場合などは使用を控える。

(衛生の確保)

ビニールプール内、プールサイドは常に整頓し危険物や障害物がないように注意する。

(児への配慮)

- ① プール使用の前後は必ず人数確認をする。
- ② 児に注意事項を説明する。

プールサイドは走らない ビニールプールの淵には腰掛けない 他児を押さない

飛び込まない プールの水を飲まない プール内で排尿をしない 水分補給

(プール使用時の注意事項)

- ① 浅い水深であっても鼻と口が水没し溺死するリスクがあることを全員が認識すること。
- ② プール内の水は塩素消毒する。
- ③ 職員の安全管理体制が整っているか担当者が確認する。
- ④ 職員は全域をくまなく監視すること。
- ⑤ プールで活動する人数は、児の年齢、プールの大きさ等を踏まえ十分に配慮する。
- ⑥ 持ち場を離れる時には、必ず他の保育士に声を掛け、返事を確認する。
- ⑦ 児から目を離さない。
- ⑧ 遮光ネットを使用するなどして熱中症対策を徹底する。
- ⑨ 体調の変化が見られる児はプールの使用を中止し室内にて様子を見る。
- ⑩ 緊急時には速やかに 119 番通報を行う。
- ⑪ 水遊び終了後は速やかに水を抜き撤収する。

(4) 【園外活動における安全管理の取り組み】

(目的地の選定)

- ① 児童の心身の発達段階に見合った目的地、経路、時間を選定する。
- ② 園で定めた交通経路を使用し、交通の状況によってはより安全な経路を選択する。
- ③ 当日の天候や状況に合わせて目的地の変更も含め検討する。
- ④ 設置してある遊具の劣化や破損がないか設備確認をする。

(目的地での活動内容)

- ① 子どもの心身の発達段階を踏まえ安全に留意し、目的に合った活動をする。
- ② 散歩等の園外活動を行うことは子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける。

(園外で活動する際の配慮)

- ① 子どもの体調を把握する。
- ② トイレに行くように声掛けをする。
- ③ 水筒、帽子の着用を確認する。
- ④ 散歩用リュック（救急箱、ティッシュペーパーなど）を用意し、持ち物の点検をする。
- ⑤ 出発時、到着時、帰園時には必ず児の人数確認を行う。
- ⑥ 危険個所、遊べる範囲、遊具の使い方やマナー等を保育士同士で確認し子どもに理解させる。
- ⑦ 保育士は、立ち位置や役割を決めて連携を取りながら保育にあたる。
- ⑧ トイレに行くときは必ず保育士が付き添い、トイレ内の安全を確認するとともに、鍵はかけさせない。
- ⑨ こまめに水分補給をさせる。

(移動する際の配慮)

- ① 出発時、到着時には必ず児の人数確認をする。
- ② 保育士は先頭と最後尾には必ず配置し、全体に目配りし、保育士が車道側を歩く。
- ③ 移動中も漏れがないように、常に子どもの行動に注意する。
- ④ 出発後、やむを得ず行先、経路などを変更する場合には、必ず園に報告する。
- ⑤ 保育士は、立ち位置や役割を決め、連携を取りながら保育にあたる。
- ⑥ こまめに水分補給を行う。
- ⑦ 危ない車や不審者がいないか常に目を配り、危険を感じたら速やかにその場を離れ、必要に応じて 110 番通報する。

(日ごろの行動・備え)

- ① 行先や経路の変更、その他必要に応じて園に連絡を入れることを習慣付けておく。
- ② 万一の事故に備え、緊急時の行動を確認しておく。
- ③ 園長は常に連絡が取れるようにしておく。
- ④ 園長が不在の場合でも慌てずに対応する。

(園外での事故後の対応)

- ① 保育士は、当該園児への応急処置、救命処置を行う者、他の園児の安全確保にあたる者、保育施設に連絡を行う者に分かれて対応する。
- ② 応援を頼む。
- ③ 状況に応じて保育施設に戻る。
- ④ 保育施設で連絡を受けたものは状況に応じて 119 番や 110 番に要請するとともに、けがをした子どもの保護者への対応は十分に配慮して行う。
- ⑤ 事故報告書を作成する。
- ⑥ 速やかに園内会議を行い、事故前後の分析をし、全職員の意思統一を図る。